【関連資料】

タクソノミフレームワーク設計書 (技術編)

目次

1.	凡例や省略記号	1
1.1	図における凡例	1
1.2	省略語	2
2.	タクソノミフレームワークの前提	3
2.1	技術仕様	
2.2	タクソノミ化対象業種及び関連法規等	3
2.3	タクソノミ化対象の財務諸表の範囲	
2.4	財務諸表等規則等や業法等とタクソノミとの対応関係	
3.		
3.1	タクソノミの階層	
	FRTA との不整合及び注意点	
	FRTA との不整合	

添付一覧

添付	説明
添付1	拡張リンクロール一覧
添付 2	タクソノミ一覧
添付 3	パターン別リンクベースファイル一覧
添付 4	拡張リンクのアークロール一覧

1. 凡例や省略記号

1.1 図における凡例

本書で各図における凡例は、図 1-1 の通りである。

<凡例>

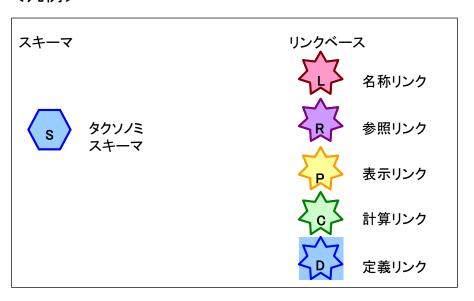


図 1-1 図における凡例

1.2 省略語

本書では用語を、表 1-1 の通り省略する。

No	省略語	説明
1	財務諸表等規則	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭
		和 38 年大蔵省令第 59 号)
2	連結財務諸表規則	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(
		昭和51年大蔵省令第28号)
3	中間財務諸表等規則	「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」
		(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)
4	中間連結財務諸表規	「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規
	則	則」(平成 11 年大蔵省令第 24 号)
5	財務諸表等規則等	財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則
		、中間連結財務諸表規則の総称
6	業法等	当庁が業種別財務諸表タクソノミとして設定した業種のう
		ち、財務諸表等規則第二条及び第二条の二の適用を受ける
		会社等が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語
		、様式及び作成方法について法令の定めがある場合、当該
		事業の所管官庁が財務諸表等規則に準じて制定した財務諸
		表準則等がある場合、業界団体が作成している所定の財務
		諸表の開示様式がある場合の、当該法令又は財務諸表準則
		等
7	財務諸表等タクソノ	財務諸表等規則等に準じたタクソノミ
	₹	
8	業種別財務諸表タク	業法等に準じたタクソノミ
	ソノミ	

表 1-1 用語一覧

EDINET タクソノミ開発	タカソノミフレートローカ設計書(技術短)	更新日	2007/5/31
金融庁	タクソノミフレームリーク設計書(技術編)	版数	1.5

2. タクソノミフレームワークの前提

2.1 技術仕様

本タクソノミフレームワークが想定する XBRL 文書の技術仕様は、XBRL International が公開している XBRL 2.1 Specification Recommendation-errata 2005-11-07 に準拠するものとする。また、タクソノミは FRTA Recommendation-errata 2006-03-20、報告書インスタンスは FRIS Public Working Draft 2004-11-14 にそれぞれ準拠するものとする。

2.2 タクソノミ化対象業種及び関連法規等

本タクソノミフレームワークでタクソノミ化の対象とする業種と関連する法規等については、「タクソノミフレームワーク設計書(会計編)」に記載の通りとする。

2.3 タクソノミ化対象の財務諸表の範囲

本タクソノミフレームワークでタクソノミ化の対象とする範囲については、以下の通りとする。

- ・(連結/個別/中間連結/中間個別) 貸借対照表
- ・(連結/個別/中間連結/中間個別) 損益計算書
- (連結/個別/中間連結/中間個別) 株主資本等変動計算書
- ・(連結/個別/中間連結/中間個別) キャッシュ・フロー計算書

2.4 財務諸表等規則等や業法等とタクソノミとの対応関係

財務諸表等規則等や業法等の構成要素と XBRL の構成要素を表 2-1 の通り対応付ける。

No	財務諸表等規則等や業法等の構成要素	XBRL の構成要素
1	財務諸表等規則等や業法等に基づく報告書	DTS(Discoverable Taxonomy Set)
2	財務諸表等規則等や業法等	タクソノミ
3	勘定科目又は報告項目	要素、名称リンク、参照リンク
4	様式(勘定科目又は報告項目間の関係)	表示リンク、計算リンク、定義リンク
5	様式の種類	拡張リンクロール

表 2-1 財務諸表等規則等や業法等の構成要素と XBRL の構成要素の関係

EDINET タクソノミ開発	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	更新日	2007/5/31
金融庁	タクソノミフレームリーク設計書(技術編)	版数	1.5

3. タクソノミフレームワークの構成

3.1 タクソノミの階層

本タクソノミフレームワークではタクソノミを階層化する。タクソノミの階層は、語彙層、関係層、企業別拡張層の三層で、それぞれの役割は図 3-1 の通りである。

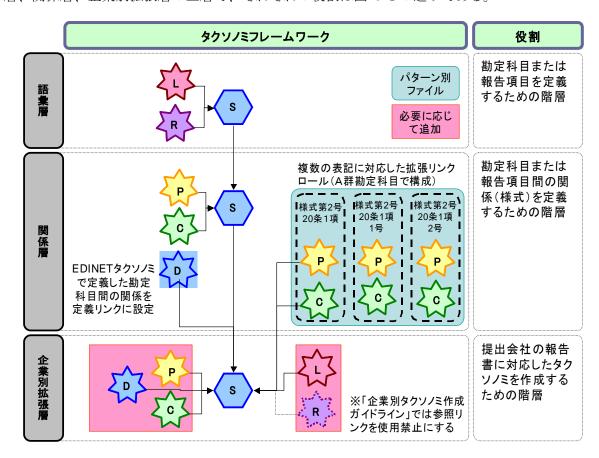


図 3-1 各層の役割

3.1.1 語彙層

勘定科目又は報告項目を定義する階層として語彙層を設ける。語彙層の役割は、勘定科目又は報告項目に関する情報を定義することにある。勘定科目又は報告項目間の関係については、この階層では定義しない。

また、語彙層は、A 群勘定科目、B 群勘定科目ともに、共通及び業種別に作成し、A 群勘 定科目と B 群勘定科目のタクソノミは分けない。

なお、A 群勘定科目と B 群勘定科目の定義については「タクソノミフレームワーク設計書(会計編)」を参照。

EDINET タクソノミ開発	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	更新日	2007/5/31
金融庁	ググラブミブレームグ・グ成可音(1文門)棚/	版数	1.5

語彙層を構成する語彙タクソノミで定義する内容は主に次の通りである。

① スキーマ

スキーマでは主に次の内容を定義する。

- 要素名
- 要素 id
- 勘定科目又は報告項目のデータ型(金額型、文字列型など)
- 代替グループ
- 貸借区分
- 期間時点区分
- 抽象区分
- 値が未設定の要素の報告書インスタンスへの出現の可否

② 名称リンク

名称リンクでは主に次の内容を定義する。

- 勘定科目又は報告項目の日本語名称
- 勘定科目又は報告項目の英語名称

③ 参照リンク

参照リンクでは主に次の内容を定義する。

● 勘定科目又は報告項目の財務諸表等規則等や業法等の根拠となる条文への参照

EDINET タクソノミ開発	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	更新日	2007/5/31
金融庁	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	版数	1.5

3.1.2 関係層

勘定科目又は報告項目間の関係を定義する階層として関係層を設ける。関係層の役割は、 勘定科目又は報告項目間の表示、計算等の関係を定義することにある。勘定科目又は報告 項目そのものに関する内容については、この層で定義しない。また、関係層では関係リン クの他に、様式を表現する部品としてパターン別リンクベースファイルを提供する。

関係層を構成する関係タクソノミ、定義リンク、パターン別リンクベースで定義する内容は次の通りである。

① スキーマ

スキーマでは主に次の内容を定義する。

- 語彙タクソノミのインポート情報
- 表示リンクと計算リンクの参照情報

② 表示リンク

表示リンクでは主に次の内容を定義する。

- 勘定科目又は報告項目間の表示上の親子関係
- 兄弟の勘定科目又は報告項目間の表示順序

③ 計算リンク

計算リンクでは、勘定科目間の計算上の関係を定義する。

④ 定義リンク

定義リンクでは、主に次の2つに関する勘定科目又は報告項目間の関係を定義する。

- 財務諸表等規則等や業法等における勘定科目の区分(A 群勘定科目を分類)
- B 群勘定科目が属する区分(A 群勘定科目と B 群勘定科目との関係を定義)

また、定義リンクの拡張リンクロールを用いて、総額ー純額の関係など、勘定科目間で共通的に存在する関係を定義する。

⑤ パターン別リンクベースファイル

各財務諸表の一部の表示方法は任意に選択可能であるため、財務諸表の表示方法やそれに伴う計算上の関係も多数存在する。そのすべてのパターンを網羅する拡張リンクロールを作成した場合、パターン数に比例してリンクベースファイルが肥大化する。そのため、任意に選択可能な部分については表示リンクと計算リンクを部品化し、パターン別リンクベースファイルとして定義し、提出会社が選択できるようにする。なお、パターン別リンクバースファイルは関係層のスキーマからは参照せず、企業別タクソノミから参照する。

EDINET タクソノミ開発	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	更新日	2007/5/31
金融庁	タクノノミフレームソーク設計音(技術補)	版数	1.5

パターン別リンクベースファイルは表示リンクと計算リンクで構成される。表示リンクと計算リンクの定義内容については上記②及び③を参照。

パターン別リンクベースファイルの一覧は、「添付 3. パターン別リンクベースファイルー 覧」 を参照。

EDINET タクソノミ開発	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	更新日	2007/5/31
金融庁	ググノノミノレームグ・グ放引音(1文附)柵/	版数	1.5

3.1.3 企業別拡張層

提出会社の報告書を表現するための階層として企業別拡張層を設ける。提出会社は、語彙層及び関係層から構成される EDINET タクソノミをインポートし、必要に応じて拡張して、各提出会社の報告書を表現する。企業別拡張層で規定される企業別タクソノミは、3.1.2 関係層 で記載のパターン別リンクベースファイルを選択するため必ず作成される。この階層では、EDINET タクソノミを元にして各提出会社の報告書を作成するために、表 3-1 の情報を定義する。なお、企業別タクソノミで拡張する内容に対する各リンクベースファイルの要否は表 3-1 の通りとする。

No	リンクベー	設定する主な内容	拡張す	る内容毎	の要否
	ス名		要素	語彙利	上書き
			追加	用*1	※ 2
1	名称リンク	・企業別タクソノミで追加した勘定科目(要素	0	_	_
)の日本語名称、英語名称			
		※全ての名称リンクの上書きは禁止			
2	参照リンク	・EDINET タクソノミ側で提供されるため、提	×	×	×
		出会社側での提出は不要			
3	表示リンク	・企業別タクソノミで追加した勘定科目(要素	0	0	0
)と他の勘定科目(要素)との表示上の関係			
		・EDINET タクソノミの勘定科目(要素)の表示			
		上の関係の変更			
4	計算リンク	・企業別タクソノミで追加した勘定科目(要素	◎注	0	0
)と他の勘定科目(要素)との加減算の関係			
		・EDINET タクソノミの勘定科目(要素)の加減			
		算の関係の変更			
5	定義リンク	・企業別タクソノミで追加した勘定科目(要素	0	_	-
)と EDINET タクソノミの勘定科目(要素)との			
		概念に関する関係			

凡例 ◎:必須 ○:推奨 ×:不要 -:該当なし

※1:EDINET タクソノミの表示・計算リンクに設定されていない勘定科目を利用する場合

※2:EDINET タクソノミの表示・計算リンクの設定を上書きする場合

注:計算リンクを設定できない要素のみを追加した場合は不要

表 3-1 企業別タクソノミのリンクベースファイルの要否一覧

EDINET タクソノミ開発	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	更新日	2007/5/31
金融庁	ググラブミブレー ムグ・グ 政司 音(1文門)柵)	版数	1.5

① スキーマ

スキーマでは次の内容を定義する。

- 報告書を作成するための関係タクソノミのインポート
 - <例>連結企業(一般商工業)では連結財務諸表タクソノミと個別財務諸表等タクソ ノミをインポートする。
 - <例>銀行では銀行・信託業連結財務諸表タクソノミと銀行・信託業財務諸表タクソ ノミをインポートする。但し、ホールディングスのような提出会社の場合、連 結財務諸表用に連結財務諸表タクソノミをインポートするべき場合がある。つ まり、連結と個別で同一の業種をインポートするとは限らない。
- 語彙タクソノミのインポート(複数業種を営む企業の場合)^注
- EDINET タクソノミに含まれない各提出会社独自の勘定科目又は報告項目
- パターン別リンクベースファイルへの参照
- EDINET タクソノミの定義リンクへの参照(必要に応じて)

注:複数業種にまたがる提出会社が企業別タクソノミを作成する場合、主たる業種に対応 した関係タクソノミをインポートして、企業別タクソノミを作成する。このときに、他の 業種の関係タクソノミをインポートせず、他の業種の語彙タクソノミをインポートする。 また、語彙タクソノミのインポートについて、提出会社と業種との関係に関する制限を設 けない。

EDINET タクソ	ノミ開発
金融庁	

タクソノミフレームワーク設計書(技術編)

更新日	2007/5/31
版数	1.5

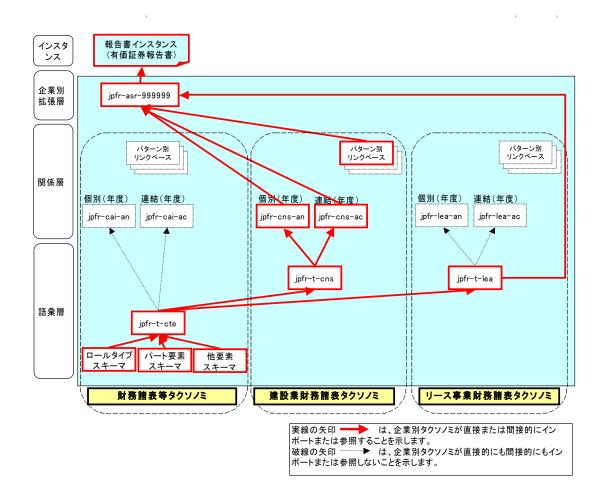


図 3-2 他の業種の語彙タクソノミをインポートする例

② 名称リンク

名称リンクでは、次の内容を定義する。

- 企業別拡張層のスキーマで追加された勘定科目又は報告項目の日本語名称
- 企業別拡張層のスキーマで追加された勘定科目又は報告項目の英語名称

語彙層の名称リンクで定義された表記の変更は禁止とする。

③ 参照リンク

参照リンクでは、財務諸表等規則等や業法等の根拠となる条文への参照情報を定義することが可能であるが、これは EDINET タクソノミで実装されるべき内容であるため、企業別拡張層でこの情報が定義されることはない。従って、企業別拡張層で参照リンクは使用しない。

EDINET タクソノミ開発	タカソノミフレートローカ設計書(技術紀)	更新日	2007/5/31
金融庁	タクソノミフレームリーク設計書(技術編) -	版数	1.5

④ 表示リンク

表示リンクでは、次の内容を定義する。

- 企業別拡張層のスキーマで追加された勘定科目又は報告項目と EDINET タクソノミ の勘定科目又は報告項目との表示上の関係
- 企業別拡張層のスキーマで追加された勘定科目又は報告項目間の表示上の関係
- EDINET タクソノミの勘定科目又は報告項目の表示上の関係の変更

なお、表示上の関係とは、勘定科目又は報告項目間の親子関係と兄弟間の順序関係を意味する。

⑤ 計算リンク

計算リンクでは、次の内容を定義する。

- 企業別拡張層のスキーマで追加された勘定科目又は報告項目と EDINET タクソノミ の勘定科目又は報告項目との計算上の関係
- 企業別拡張層のスキーマで追加された勘定科目又は報告項目間の計算上の関係
- EDINET タクソノミの勘定科目又は報告項目の計算上の関係の変更

ここで、計算上の関係とは、期間・時点の区分が同一の勘定科目間の加算又は減算の関係を意味する。

⑥ 定義リンク

定義リンクでは、次の内容を定義する。

- 企業別拡張層のスキーマで追加された勘定科目又は報告項目が、EDINET タクソノミ に定義されたどの区分に属するかの情報
- 企業別拡張層のスキーマで追加された勘定科目又は報告項目に関する、総額ー純額の関係や総額ー減価償却累計額等、共通的な関係(拡張リンクロールを用いて定義する)

なお、EDINET タクソノミの勘定科目又は報告項目間の定義を変更することは、XBRL データの利用者が、勘定科目又は報告項目を誤解するおそれがあるため認めない。

3.1.4 その他

本タクソノミフレームワークには、語彙層、関係層、企業別拡張層に含まれないパート 要素スキーマ、ロールタイプスキーマ、他要素スキーマが存在する。

パート要素スキーマ、ロールタイプスキーマ、他要素スキーマは、財務諸表等語彙タクソノミと、財務諸表等語彙タクソノミをインポートしていない業種別財務諸表語彙タクソノミにインポートされる。

なお、財務諸表等語彙タクソノミとは財務諸表等規則等に対応する語彙タクソノミ、業 種別財務諸表語彙タクソノミとは業法等に対応する語彙タクソノミのことである。

EDINET タクソノミ開発	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	更新日	2007/5/31
金融庁		版数	1.5

① パート要素スキーマ

パート要素スキーマとは、参照リンクで財務諸表等規則等や業法等の根拠となる条文への項番を指定する際に利用されるパート要素が定義されたスキーマである。このスキーマは、FRTAで提示されているファイル(ref-2006-02-27.xsd)であり、本タクソノミフレームワークでもこのファイルを利用する。

また、FRTA 2.1.21 に従い、ref-2006-02-27.xsd に定義されている以外のパート要素は利用しないものとする。

② ロールタイプスキーマ

ロールタイプスキーマとは、拡張リンクロールなどで利用されるロールの定義とアークロールの定義を含むスキーマである。本タクソノミフレームワークで利用されるロールタイプ及びアークロールタイプを一元的に管理するため、各タクソノミにロールタイプ及びアークロールタイプを定義することはしない。

③ 他要素スキーマ

他要素スキーマとは、アイテム、タプル、パートではない要素を設定するためのスキーマである。他要素スキーマでは、主にコンテキストのシナリオ要素とセグメント要素を設定するために必要な要素が設定される。

また、FRTA 4.2.1に従い、タクソノミとパート要素スキーマから独立させ、定義する。

EDINET タクソノミ開発	タクソノミフレームワーク設計書(技術編)	更新日	2007/5/31
金融庁		版数	1.5

4. FRTA との不整合及び注意点

4.1 FRTA との不整合

4.1.1名前空間プレフィックス

企業別タクソノミの名前空間プレフィックスは12文字を超えるため、FRTA4.3.2のMUSTに違反する。

4.1.2 リンクベースのファイル名

企業別タクソノミが EDINET タクソノミの定義リンクを参照したままの場合、FRTA4.3.4 の SHOULD に違反する。

4.1.3 定義リンクの拡張リンクのアークロール

総額-純額などのアークロールは、標準にもLRRにも登録されていないので、FRTA3.1.2 の MUST に違反する。企業別タクソノミが EDINET タクソノミの定義リンクを参照したままの場合、又は提出会社が追加した勘定科目について、純額-総額などの関係を定義した場合、該当する。

4.1.4名称リンクのロール

期首負値ラベル及び期末負値ラベルのロールは標準にもLRRにも登録されていないので、FRTA3.1.3のMUSTに違反する。

4.1.5セグメント毎に記載される勘定科目

業法等で事業毎に区別することが定められている場合、業法等に従って勘定科目を区別する。FRTA 2.1.2 では事業セグメント別にインスタンス上でコンテキストを作成する記述があるが、本タクソノミフレームワークでは事業セグメント別の勘定科目は意味のある勘定科目と捉え、別要素として定義を行う。